

公益社団法人三田市シルバー人材センター自動車管理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人三田市シルバー人材センター(以下「センター」という。)の自動車(借上車を含む。)の適正かつ効率的な維持管理及び運行管理を図るとともに、安全運転管理体制を確立し、もって業務の円滑な遂行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 次に掲げる用語の定義は、それぞれ各号の定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法(昭和26年法律第185号。以下「法」という。)第2条第2項に定めるものをいう。
- (2) 安全運転管理者等 道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。)第74条の3の規定により理事長が任命した安全運転管理者及び副安全運転管理者をいう。
- (3) 運転者 道交法第84条に定める運転免許証を取得後1年以上が経過し、かつ年齢が満75歳以下のセンター職員及びセンター会員をいう。ただし、満80歳以下で安全運転管理者が認めた場合は、その限りではない。
- (4) 借上車 レンタカー、リース車等第三者の所有に属するもので、センターが借り受ける車をいう。

(安全運転管理者等)

第3条 安全運転管理者等は、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第9条の9に定める資格を有する職員のうちから理事長が任命する。

2 安全運転管理者は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 運転者の適正、技能・知識などの状況把握
- (2) 安全な運行計画の作成
- (3) 異常気象時の安全確保
- (4) 点呼等による健康のチェック及び日常点検の実施指示
- (5) 運転日誌の記録と管理
- (6) 運転者に対する安全運転指導
- (7) 目視等による酒気帯び有無の確認及び記録の保存
- (8) アルコール検知器による酒気帯び有無の確認及び記録の保存
- (9) アルコール検知器の常時有効の保持
- (10) その他、車両の安全な運転に必要な業務

3 副安全運転管理者は、安全運転管理者を補助し、安全運転管理者が不在のときは代わって前項の職務を行う。

(車両管理者)

第4条 車両管理者は、安全運転管理者が指名する。

- 2 車両管理者は、車両を管理し、その使用、保全、修理、整備及び燃料消費の状況について常に把握しておかなければならない。
- 3 前項に規定する車両の修理は、事前に車両管理者の承認を受けて実施しなければならない。ただし、突発の事故等により事前に修理の承諾を受ける暇がないときは、この限りではない。

(運転者の遵守事項)

第5条 運転者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 交通法規に従って、安全運転に努めること。
- (2) 運行前に健康状態チェック表により自身の健康状態を把握し、その結果を安全運転管理者に報告すること。
- (3) 病気過労その他の理由により安全な運転を行うことができないおそれがあるときは、運行してはならないこと。
- (4) 運行前及び運行後に目視等により酒気帯びの有無について確認を受け、それを記録し、安全運転管理者に報告すること。
- (5) 運行前及び運行後にアルコール検知器を用いて酒気帯びの有無について確認を行い、それを記録し、安全運転管理者に報告すること。
- (6) 運行後に車内の清掃を行うこと。

(運行)

第6条 運転者は、自動車の運行に当たっては、安全運転管理者の指示に従わなければならない。

- 2 自動車の運行は、センターの開業時間内に限るものとする。
- 3 時間外又は休日に自動車の使用をするときは、事前に安全運転管理者の許可を得なければならない。また、時間外又は休日に緊急やむを得ず自動車を使用したときは、翌日速やかに安全運転管理者に報告しなければならない。

(点検及び整理)

第7条 運転者は、運行前に運行前点検表兼運行日誌により車両の点検を実施しなければならない。

- 2 運行前の点検において異常があった時は、速やかに車両管理者に届け出なければならない。
- 3 車両管理者は、前項の報告により検査をした結果、修繕の必要を認めた場合は、運行の中止を図るとともに、速やかに修繕を行うものとする。
- 4 運行中に生じた故障等の修繕は、車両管理者の指示に従い行うものとする。
- 5 安全運転管理者は、定期点検日を設け、車両点検表により、車両管理者に点検を行わせるものとする。

(運行報告及び格納)

第8条 運転者は、運転終了後、その運行及び燃料補給状況等を運行前点検表兼運転日誌に記載し、自動車を所定の場所に格納し、鍵を車両管理者に返納しなければならない。

(交通事故)

第9条 運転者は、交通事故が発生した場合、次に定めるところにより処理するものとする。

- (1) 負傷者の救護及び警察署への通報を行うとともに安全運転管理者に報告し、その指示に従わなければならない。
- (2) 加害者又は被害者たるを問わず、独断で相手方と損害賠償について話し合いをしてはならない。
- (3) 交通事故の報告を受けた安全運転管理者は、速やかに自動車事故報告書により、理事長に報告し、その指示に従わなければならない。

2 安全運転管理者は、理事長の指示に従い、速やかに当該交通事故の処理に当たらなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、自動車の管理に必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日より施行する。

内容の説明

第2条関係(定義)

自動車 道路運送車両法第2条第2項の規定では、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で、原動機付自転車以外のもの

安全運転管理者等 道路交通法第74条の3に規定では、○自動車の使用者は、内閣府令で定める台数(5台)以上の自動車の使用の本拠ごとに、年齢、自動車の運転の管理の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、安全運転に関する業務を行う者として、安全運転管理者を選任しなければならない。○自動車の使用者は、安全運転管理者の業務を補助させるため、内閣府令で定める台数(11台)以上の自動車を使用する本拠ごとに、年齢、自動車の運転の経験その他について内閣府令で定める要件を備える者のうちから、内閣府令で定めるところにより、副安全運転管理者を選任しなければならないとあり、センターの管理台数は内閣府令で定める5台以上であるため、安全運転管理者の設置が必要であるが、11台以上ではないため、副安全運転管理者の設置は必要ないが、安全運転管理者を補助する目的で設置する。

運転者 公安委員会の運転免許を所持する、年齢が原則満75歳以下のもの。免許の有効期間は70歳から短縮されるが、センターの平均年齢が73歳であることから、免許更新時に高齢者講習が必要となる満75歳を目安とするが、特に認める場合は満80歳まで可とする。

第3条関係(安全運転管理者等の資格要件及び業務)

道交法9条の9に定める資格は、1 20歳以上の者であること、2 自動車の運転の管理に関し2年以上実務の経験を有する者又は自動車の運転の管理に関しこれらの者と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者である。業務は、道路交通法第74条の3に規定されるものを引用

第4条関係(車両管理者の設置)

運行前の十分な点検が本来であるが、毎日の実施は困難と考えられるため、運行前については簡易的な点検を行い、それ以外の点検は定期的実施することとし、それを実施する車両管理者を設置する。

第5条関係(運転者の遵守事項)

交通法規の遵守による安全運転の確保に加え、運行前の健康チェックの実施と道交法施行令の改正により実施が必要となった運行前後の酒気帯びの有無の確認を規定する。ただし、アルコール検知器によるものは、施行が遅延されているため、それに併せて延期する。

第6条関係(運行)

安全運転管理者による目視の酒気帯びチェックのため、車両の運行はセンター開業時間内に限ることとするが、時間外の運行も時々あるため、例外規定を設ける。

第7条関係(点検及び整理)

運行前の簡易点検を義務付けるとともに、車両管理者による定期的な点検の実施を規定する。

第8条関係(運行報告及び格納)

運転日誌の記入と所定場所への格納を規定する。

第9条関係(交通事故)

交通事故発生時の対応と報告を規定する。

第10条関係(委任)

本要綱に規定されていない事項は理事長が定めることとする。